

黒石市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月28日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第9号

黒石市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

黒石市立幼稚園管理規則（昭和45年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第20条関係）

区 分	減 免 額		
	最 年 長 者 (第1子)	次 年 長 者 (第2子)	左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	79,000円	79,000円	79,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	20,000円	50,000円	79,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
上記区分以外の世帯	—	40,000円	79,000円

別表第2（第20条関係）

区 分	減 免 額	
	最 年 長 者 (第2子)	左 以 外 の 園 児 (第3子以降)

生活保護法の規定による保護を受けている世帯	79,000円	79,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	50,000円	79,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
上記区分以外の世帯	40,000円	79,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の黒石市立幼稚園管理規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。